

●平成23年度 監査テーマ 市税の賦課及び徴収並びに一般会計における収入未済額の管理に係る財務事務について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【3】市税の徴収について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H28.4末現在)
7	分割納付に係る収入未済額が長期滞留しないような管理を行うべき 〔報告書38ページ〕	分納は基本的には1年内に完済するよう返済計画を立てるが、実務上は均等月割ではなく、11ヶ月分は滞納者が支払いに耐えられる金額(数千円～数万円)で組み、最終月に残額(数十万円～数百万円)を充てるケースが散見された。「分割納付等に関する事務取扱ガイドライン」には、小額分納については担保を徴したうえで担税力を見極めて分納の履行状況を監視するか、執行停止を行うかを判断するものと定めているが、どのタイミングでどのように見極めるのかそれ以上の具体的なルールはない。 今後は、納税課において分納債権の推移について定期的にモニタリングし、増加傾向にあればシグナルとして捉え速やかに対処するといった管理を行うべきである。現在、新システムの改修計画を立案中であり、上記のような情報を効率良く集計できるような機能を付加することも検討されたい。	財務部	分割納付が増加傾向にあるか否かのモニタリングについて、28年4月稼働の新システムでは、情報を効率よく集計できる機能を有しており、分納債権の推移や履行状況などについて管理監督者がモニタリングを行い、進行管理を行っている。
8	未納延滞金についても管理すべき 〔報告書40ページ〕	納税者が納期限後に納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(当初1ヶ月は年7.3%)の延滞金額を加算して納付しなければならない(地方税法第64条)。そのため滞納者への個別の督促状や催告書には、滞納本税に加え送付日現在の延滞金の金額を記載のうえ送付している。しかしながら、市では市全体で発生している延滞金の総額を把握していない。 したがって、少なくとも市全体で確定した延滞金については、その金額を集計し、管理すべきである。	財務部	延滞金は本税が完納になって初めて確定するが、平成28年4月稼働の新システムの導入により、確定した延滞金についてはその金額を集計し、管理することが可能となった。
9	延滞金の減免について条例化に向けた準備を進めるべき 〔報告書41ページ〕	地方税法では延滞金の減免が認められており、枚方市でも「滞納整理マニュアル」に延滞金減免要件や申請手続を定めている。しかし、一般的にマニュアルは内部文書であるため市民が見る機会はなく、延滞金の減免の存在を知り得ない者がいる可能性がある。従来の経験で知っている者だけが減免の恩恵を受けているとすると、不公平であるといえる。また、減免割合については、マニュアルにおいても明文化されておらず、個々の事例ごとに判断している。 延滞金の減免要件及び減免割合についても明確に定めて、本税の減免と同様に条例化するべきであり、条例化にあたり、システム開発が必要であれば、減免の条例化とシステム開発を同時に進めるべきである。	財務部	「枚方市税条例施行規則」を一部改正し、市税の延滞金の減免に関する条文(減免事由、減免申請手続)を加え、成文化を行った。 平成28年4月1日施行。

【4】保育所運営費負担金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H28.4末現在)
11	督促状に不服申し立てができる旨を記載すべき 〔報告書49ページ〕	督促状には次の事項が記載されているのみで、この督促について不服がある場合は不服申し立てができる旨が記載されていない。 ・保育料の入金が確認できていない ・納期限までに金融機関に納入してください ・保育料の支払には、便利な口座振替・自動振込をご利用ください 児童福祉法56条10項、地方税法19条2号、行政不服審査法57条により教示をする必要があると考えられるため、不服申し立てができる旨を督促状に記載する必要がある。	子ども青少年部	平成27年度より督促状に「期限までに納付されない場合には滞納処分を受けることとなる旨」、及び不服申し立てを行う場合に関する内容を記載している。